

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
10 月 31 日
(金曜日)

目 次

○規則	一
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	一
○告示	二
鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正（五件）（自然保護課）	二
特別保護地区の指定に関する告示の一部改正（自然保護課）	二
休猟区の指定（自然保護課）	三
特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正（二件）（自然保護課）	三
○公告	四
下関都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）	四
周南都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）	四
指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出（建築指導課）	四
○人委規則	五
地域手当に関する規則等の一部を改正する規則	五



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十八号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項第一号及び第三号中「第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項」を「第三百三十七条の十二第十一項若しくは第十二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。



山口県告示第三百四十三号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和三十年山口県告示第七百十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

常盤鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

常盤鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百四十四号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和三十七年山口県告示第五百六十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

大原湖鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

大原湖鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百四十五号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十年山口県告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

羅漢山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

羅漢山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百四十六号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和五十年山口県告示第九百二十四号の十四）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

高野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百四十七号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

高照寺山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

高照寺山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

桜山鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「五一四ヘクタール」を「三九〇ヘクタール」に改める。

ル」に改める。

桜山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

桜山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祿農林事務所」を「山口県美祿農林水産事務所」に改める。

江良鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百四十八号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百七十号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「アカゲラ、オオルリ、ハチクマ等」を「ヤマガラ、ホオジロ、ウグイス等」に、「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「ハチクマ、ハヤブサ、ヤマドリ等」を「エナガ、ヤマガラ、メジロ等」に、「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

大原湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

大原湖鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「アカマツ、コナラ等の巨樹が大部分を占める天然林」を「広葉樹の天然林を中心と

した森林」に、「センダイムシクイ、ヤマセミ、ヤマドリ等」を「エナガ、シジュウカラ、シロハラ等」に、「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

常盤鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

常盤鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「オオバン、カイツブリ、センダイムシクイ等」を「メジロ、シジュウカラ、カワラヒワ等」に、「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。

江良鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

江良鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「ウグイス、ホオジロ、メジロ等」を「メジロ、エナガ、ヤマガラ等」に改める。

山口県告示第三百四十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 名称 来巻・下松休猟区

二 区域 下松市昭和町二丁目、昭和町二丁目、東陽五丁目、旗岡一丁目、旗岡二丁目、旗岡三丁目、旗岡四丁目、旗岡五丁目、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、東和一丁目、東和二丁目、葉山一丁目、葉山二丁目、桃山町、大字切山、大字来巻、大字河内、大字西豊井及び大字東豊井の区域（次の図に示す部分に限る。）

（面積 一、八二七ヘクタール）

三 存続期間 令和七年十一月一日から令和十年十月三十一日まで
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 狗留孫山休猟区

二 区域 山口市徳地堀、徳地引谷、徳地船路、徳地八坂及び徳地小古祖の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、九九〇ヘクタール）

三 存続期間 令和七年十一月一日から令和十年十月三十一日まで

一 名称 御茶山休猟区

二 区域 萩市大字佐々並の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七三七ヘクタール）

三 存続期間 令和七年十一月一日から令和十年十月三十一日まで
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 宇生賀休猟区

二 区域 阿武郡阿武町大字宇生賀、大字福田上及び大字福田下の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、三三〇ヘクタール）

三 存続期間 令和七年十一月一日から令和十年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百五十号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和五十年山口県告示第八百九十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

藤河内特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

藤河内特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百五十一号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

潮音寺山特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十七年十月三十一日」を「令和十七年十月三十一日」に改める。

潮音寺山特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。



(二〇九) 下関都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
下関市長府印内町、長府中土居本町、長府三島町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、豊浦町、長府珠の浦町、勝谷及び勝谷新町一丁目
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和七年十月三十一日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(二一〇) 周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・四・二百八末武大通線
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
下松市大字末武上
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
令和七年十月三十一日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市政策課
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・五・二百二十二花岡通線
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
下松市大字末武上、大字生野屋及び生野屋西二丁目
 - 三 変更の内容
位置及び区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
令和七年十月三十一日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市政策課

(二一一) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に

より、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和七年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
日本建築検査協会株式会社 東京都中央区日本橋三丁目一三番一―号
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変 更 後	変 更 前
東京都中央区日本橋二丁目二番九号	東京都中央区日本橋二丁目二番六号

三 変更年月日

令和七年十一月一日



地域手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十九号

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則

(地域手当に関する規則の一部改正)

第一条 地域手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「広島市」を「広島市 福岡市」に改める。

(地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 地域手当に関する規則の一部を改正する規則(令和七年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「広島市」を「広島市 福岡市」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十一月十二日から施行する。

令和七年十月三十一日印刷
令和七年十月三十一日発行

發行所

山口県知事 山崎 亨